

令和5年5月31日

修正対象物品の令和5年度における輸入数量

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第4項の規定に基づき、令和5年度の初日等から令和5年4月30日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	8,925 トン	136,075 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	18,131 トン	191,869 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP（TPP11））（牛肉以外）

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉（基準価格以上）	オーストラリア	807 トン	21 トン	786 トン
5	豚肉（基準価格以上）	カナダ	271,090 トン	16,843 トン	254,247 トン
6	豚肉（基準価格以上）	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉（基準価格以上）	チリ	38,340 トン	2,247 トン	36,093 トン
8	豚肉（基準価格以上）	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉（基準価格以上）	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉（基準価格以上）	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉（基準価格以上）	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉（基準価格以上）	メキシコ	144,805 トン	12,228 トン	132,577 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	9 トン	0 トン	9 トン
15	豚肉調製品	カナダ	57 トン	4 トン	53 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
17	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	発効国全体	6,667 トン	16 トン	6,651 トン
25	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	発効国全体	5,889 トン	0 トン	5,889 トン
26	オレンジ	発効国全体	45,000 トン	※トン	－トン
27	SPF製材	カナダ	1,730,500 m ³	34,899 m ³	1,695,601 m ³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	70,500 m ³	3,385 m ³	67,115 m ³
29	OSB等	カナダ	246,500 m ³	6,765 m ³	239,735 m ³
30	熱帯産木材合板	マレーシア	1,148,500 m ³	23,484 m ³	1,125,016 m ³

31	合板	ベトナム	245,000 m ³	14,300 m ³	230,700 m ³
32	広葉樹合板	マレーシア	677,500 m ³	4,443 m ³	673,057 m ³
33	針葉樹合板	カナダ	7,500 m ³	50 m ³	7,450 m ³
34	針葉樹合板	チリ	18,000 m ³	0 m ³	18,000 m ³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	66,000 m ³	386 m ³	65,614 m ³
36	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	102,000 トン	399 トン	101,601 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
38	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	390,644 トン	49,265 トン	341,379 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	3,707 トン	572 トン	3,135 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,078 トン	274 トン	2,804 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,667 トン	0 トン	2,667 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	※トン	- トン
43	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	71,400 トン	168 トン	71,232 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
45	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	281,728 トン	25,831 トン	255,897 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	927 トン	48 トン	879 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	6,667 トン	16 トン	6,651 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	5,889 トン	21 トン	5,868 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	42,750 トン	※トン	- トン
50	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	102,000 トン	399 トン	101,601 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
52	豚肉(基準価格以上)	英国	391,673 トン	49,360 トン	342,313 トン
53	豚肉調製品	英国	3,707 トン	572 トン	3,135 トン
54	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,078 トン	274 トン	2,804 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	2,667 トン	0 トン	2,667 トン
56	オレンジ	英国	2,000 トン	※トン	- トン
57	豚肉(基準価格未満)	英国	71,400 トン	168 トン	71,232 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・3の項、37の項、44の項及び51の項(牛肉)は、別途公表。
- ・47の項の輸入数量には24の項、48の項の輸入数量には25の項、50の項の輸入数量には36の項の輸入数量、52の項の輸入数量には38の項の輸入数量、53の項の輸入数量には39の項の輸入数量、54の項の輸入数量には40の項の輸入数量、55の項の輸入数量には41の項の輸入数量、56の項の輸入数量には42の項の輸入数量、57の項の輸入数量には43の項の輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ※26の項、42の項、49の項及び56の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。